特定〇〇〇〇森林整備共同事業体協定書

（目的）

第１条　当共同事業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

１　〇〇森林管理署発注に係る〇〇事業（当該事業内容の変更に伴う事業を含む。以下、「事業」という。）の請負

２　前号に付帯する事業

（名称）

第２条　当共同事業体は、〇〇〇〇森林整備共同事業体（以下、「当事業体」という。）　と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当事業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当事業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に設立し、事業の請負契約の履行後〇ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

２　事業を請け負うことができなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当事業に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び氏名）

第５条　当事業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇森林組合　代表理事組合長　　〇〇　〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
△△森林組合　　代表理事組合長　　〇〇　〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
株式会社□□林業　　代表取締役　　〇〇　〇〇

（代表者の名称）

第６条　当事業体は、　〇〇森林組合　代表理事組合長　　〇〇　〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当事業体の代表者は、事業の実行に関し、当事業体を代表して、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに自己名義をもって請負代金（前払い金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（事業の分担）

第８条　当事業体の構成員の出資割合は、別に定める協定書によるものとする。

（運営委員会）
第９条　当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、事業の完成に当たるものとする。
（構成員の責任）
第10条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担事業の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。
（取引金融機関）
第11条　当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。
（構成員の必要経費の分配）
第12条　構成員はその分担事業の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。
（共通費用の分担）
第13条　本事業中発生した共通の経費等については、分担事業額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。
（構成員の相互間の責任の分担）
第14条　構成員がその分担事業に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。
２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
３　前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当事業体の責任を免れるものではない。
（権利義務の譲渡の制限）
第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。
（事業途中における構成員の脱退）
第16条　構成員は、当事業体が当該事業を完成する日までは脱退することができない。
（事業途中における構成員の破産又は解散に関する処置）
第17条　構成員のうちいずれかが事業途中における構成員の破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担事業を完成するものとする。
２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。
（解散後のかし担保責任）
第18条　当事業体が解散した後においても、当該事業にかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）
第19条　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○森林組合外○は、上記のとおり特定○○○○森林整備共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を○通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和○○年○○月○○日

○○森林組合	代表理事組合長	○○　○○　印
△△森林組合	代表理事組合長	○○　○○　印
株式会社□□林業	代表取締役	○○　○○　印

特定〇〇〇〇森林整備共同事業体協定書(第８条に基づく協定書)

発注に係る下記事業については、特定〇〇〇〇森林整備共同事業体第８条の規定により、当共同事業体構成員の出資割合を次のとおり定める。

但し、当該事業について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

１．事業名　　〇〇〇事業（〇〇　〇〇）

２．出資の割合

〇〇森林組合　　％

△△森林組合　　％

株式会社□□林業　　％

※出資割合の多い者代表者とし上段に記入

３．事業の分担　各構成員の事業の分担は、別表のとおりとする。

〇〇森林組合外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

特定〇〇〇〇森林整備共同事業体

代表者

〇〇森林組合　　代表理事組合長　　〇〇　〇〇印

構成員

△△森林組合　　代表理事組合長　　〇〇　〇〇印

構成員

株式会社□□林業　　代表取締役　　〇〇　〇〇印

別表

事業名：

記番	作業種	林小班	面積等	分担構成員名	備考
	保育間伐【活用型】	○○林小班		○○森林組合	
	森林作業道作設	○○林小班		○○森林組合	
	地拵	○○林小班		△△森林組合	
	植付	○○林小班		□□林業	